



平成 20 年 9 月 議会 一般 質問

1. 「新しい公」について

日本社会は敗戦から驚異的な高度経済成長をとげ、物質的な豊かさからみると国民生活はある程度満たされ、豊かになった。そして、国民は物質的豊かさだけでは満たされない「精神的豊かさ」を求めるようになった。このことは成熟した社会が到来したといえる。

このことは「公」の領域に公共サービスの量的拡大と質的变化をもたらせた。

そして人口減少と少子高齢化により地方自治体の財政は悪化しており、今までと同様のサービスを継続していくことが困難となりつつある。そんな中で近年、地域の住民が主体的に公共サービスに参画する動きが活発化している。これが「新しい公」といわれる取り組みである。

本市においては既に、小学校区において市民まごころ運動として学童の見守りや、自主防災組織、NPO など活動しているが、更に「新しい公」を推進していく必要があると思うが市長のお考えをお尋ねしたい。

答弁（市長）

本市では「市民を主体とした参加と協働による自治の実現」を基本理念とした「熊谷市自治基本条例」を制定すると同時に「熊谷市総合振興計画」において「市民と行政が協働するまち」づくりを目指していくことを明らかにしております。

今後も行政サービスの充実と豊かな地域社会実現に資する協働のまちづくりを積極的に推進して参ります。

2. 新学習指導要領について

日本が今後国際社会の中で生き残っていくには今まで以上に人的資源を育成する必要がある。

この人的資源育成の大きな部分を背負っているのが学校教育である。

今、子ども達の学力低下が言われ、世間では教育論争が益々盛んとなっている。それらの中心は「ゆとり教育」に関することが多いようである。そんな中で中教審では2007年ゆとり教育の反省点に初めてふれ、2008年2月15日に改定学習指導要領を告示した。これにより小学校では2011年度、中学校では2012年度、高校では2013年度から新しい学習指導要領による授業が開始される。

そこで、どのような点が改正されるのか、具体的にお尋ねしたい。

答弁（教育長）

これまでと同様に「生きる力」を育むという基本理念に変わりはないが、教科などの授業時間数が増加する。週当たりでいうと小学校1、2年生で2時間、3年生からは1時間、中学校では各学年1時間増える。総合的な学習の時間が削減され、国語、算数、理科、体育の時間数が6年間で約1割増える。

5, 6年生では新たに外国語活動が新設される。

中学校では国語、社会、数学、理科、保険体育、英語の時間数が3年間で約1割増える。

質 問

今、日韓関係が緊張している。原因は「竹島」の問題である。

新学習指導要領解説社会編で、領土問題として竹島のふれ、日韓の間に意見の相違があると、述べていることを韓国が問題視しているためだ。

この学習指導要領解説とはどんなものなのかお尋ねしたい。

答 弁（教育長）

文部科学省が学習指導要領の示す目標や内容を、具体例をあげるなどしてわかりやすく説明したものです。教科書もこの解説を踏まえて作成され、授業もこの解説をうけて行われます。

質 問

移行措置とはどのようなものか。

答 弁（教育長）

新学習指導要領を全面的に実施するまでの間、円滑に移行するために必要な措置です。

質 問

もう少し具体的に答弁してください。

答 弁（教育長）

来年度から道徳や総合的な学習の時間については小中学校ともに新しい内容で実施する。

算数、数学、理科については新しい内容として一部を加えて実施する。

その他の教科については学校の判断で新しい内容で実施することができます。

要 望

そうすると、新学習指導要領の実施までの間は、各学校で独自に前倒しして授業ができるわけで、益々教師の力が試されることになる。教育委員会としてしっかりと教師の指導に当たってほしい。

3.電子申請について

総務省では新電子自治体推進指針で2010年までに利便、効率、活力を実感できる電子自治体を実現することを目標としている。

然しながら地方自治体においては電子申請が中々進んでいないのが現状である。多くの電子化プロジェクト

は地方自治体にとって「希望の星」から「悩みの種」へと変化してきている。
そこで、本市において電子申請で申請することが出来ることは何か、又申請状況はどうかお尋ねする。

答弁（総合政策部長）

担当部署、申請可能な項目数、平成19年度の利用件数は
市民課所管では住民票の写しの請求等6種類で、利用件数は3件、環境衛生課所管では犬の登録、死亡の
届け出等6種類で、利用件数は2件です。その他利用が無かったものとして児童手当の申請等4種類、国民
健康保険税の申告、市政宅配口座の申込、福祉手当現況届けなど3種類があります。
電子入札手続では31件、図書の貸し出し予約で53,853件、公共施設の利用予約で4,408件、水道の
利用開始、中止手続きで352件の利用がありました。

質 問

やはり利用が少ないようです。それも住基カードの発行が少ないのに原因があると考えられるが、現在までの
住基カードの発行はどの位か、又その内公的個人認証を受けているのはどの位あるかお尋ねします。

答弁（総合政策部長）

平成15年度267、16年度298、17年度279、18年度595、19年度884、20年度8月までで
247で合計2,570枚であります。
その内公的個人認証を受けているのは1,103件であります。

質 問

発行を増やす努力はどんなことをしているか。

答弁（総合政策部長）

住基カードは電子政府、電子自治体の基礎であるので市報、HPによる広報やパンフレットなどの配布により
随時周知、啓発を行っております。

質 問

住基カード交付手数料の無料化に向けた特別交付税措置があるが本市の取り組みはどうか。

答弁（総合政策部長）

カード交付手数料の無料化については特別交付税措置があるが、平成20年から3ヵ年の限定措置であることや
県内での適用も3市町であることから本市では対応しておりません。

質 問

国では平成2010年までにオンライン利用率50%を掲げているが、本市の現状はどうか。

答弁（総合政策部長）

平成19年度の実績は手続きの総件数112,297件のうち、オンライン利用件数58,617件で利用率は52%で2010年の目標を既に達成している。

要 望

利用の殆どは図書館の予約や公共施設の予約である。そしてその両方ともそれぞれカードが必要であり、住基カードにそれぞれの機能を入れることが求められる。是非検討していただきたい。